

います。また、「専門的人材の確保・養成」として、相談支援専門員に対する研修を実施するとともに、専門的な観点から助言等を行うスーパーバイザーを派遣する体制を整備したところです。

令和元年度からは、「緊急時の受入れ・対応」として、夜間・休日等緊急時支援事業を設け、令和2年度からは緊急時の受入体制に関しても整備をしていく予定としております。

残りの「体験の機会・場」の機能については、令和2年度中に整備できるよう、現在、検討を進めております。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話 06-6208-7999

#### 10. (項目)

公立学校における支援学校教諭等免許状の都道府県別状況(平成29年5月現在)で、大阪府では保持率が全国的最下位となっていることから、その改善について大阪府に働きかけるよう要望する。

(回答)

支援学校教諭等免許状の保持率改善に対する要望につきまして、本市から大阪府の関係部署にお伝えいたします。

なお、本市教育委員会では、平成30年度より本市単独で「特別支援学校教育職員免許法認定講習」を実施し、特別支援教育において専門性を持った教員の育成に努めております。

(担当) 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話:06-6327-1009

#### 11. (項目)

市内に居住する障がい児・者が、これからもずっと住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるような施策整備を要望する。

(回答)

本市に居住する障がいのある人や、そのご家族などが、今後も住み慣れた地域で安心して生活していくためには、相談支援体制や福祉サービスなどの地域生活を支援する社会資源の充実や支援体制の整備が重要であると考えております。

本市では、各区に障がい者基幹相談支援センターを設置し、障がいのある方やそのご家族などからのご相談に応じているほか、各区地域自立支援協議会において地域の課題について検討し、さまざまな取組みを行っております。また、本市地域自立支援協議会の場においては、全市的な課題について検討を行っております。

障がいのある人が地域で安心・安全に生活できるよう、今後とも各地域での支援体制の充実に向け、必要な機能の整備に努めてまいります。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話 06-6208-7999

#### 12. (項目)

長年住み慣れた地域で住み続けることは、大阪市域に居住するすべての障がい者の願いであるが、国の示しているグループホームの設置基準では、定員数について1つの建物への入居を最大20名としている。大阪市でもグループホームの整備促進の観点より、国基準での設置を認めるように要望する。

(回答)

本市においては、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の基準第210条の解釈通知において、「指定共同生活援助事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気の下、指定共同生活援助を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連携を確保する観点から、入居施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されること」とされていることを踏まえ、グループホームは、家庭的な雰囲気のもと、個別支援を重視した必要なサービスを提供するとともに、地域との交流を図りながら、希望する暮らしを送るための住まいの場であることを踏まえる必要があることから、1つの建物におけるグループホームの定員は原則として10名を超えないものとしております。

しかしながら、障がい者の重度化・高齢化に対応していくために、平成30年度の報酬改定において、最大20名までの入居定員を認める「日中サービス支援型」という類型が創設されたところです。国においてグループホームの新たな類型が設けられたことや、いただいたご要望を踏まえ、「住まいの場」というグループホームの趣旨を守りつつ一層の整備促進を進めていくための定員規模のあり方等について、検討してまいります。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話:06-6208-8245

## 大阪市への要望に対する 回答がありました。

#### 1. (項目)

橋下元市長が明言された、大阪市所有施設の空きスペースを活用した障がい者の総合福祉センターの設置については、表明以降5年が経過するも未だにその計画年次等が明らかではありません。早急に提示されたい。

また、それが設置に当たっては広く市内の障がい者団体の意見を聴取するよう要望する。

(回答) 障がい者の総合福祉センターの設置については、以前よりご要望いただいているところであります。

本市において、現在のところ、設置予定はありませんが、今後とも、大阪市身体障害者団体協議会等のご意見をお聞きしながら、検討してまいりたいと考えております。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8081

#### 2. (項目)

昨年3月に策定された大阪市障がい者支援計画・第5期大阪市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画についての着実な実行を要望する。

また、全市職員に対する障がい者についての理解を深めるための「あいサポート」等を含めた研修を、より一層充実したものとして実施することを要望する。

(回答) 本市では、障害者基本法の「すべて国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現する」という基本理念のもと、個人としての尊重、社会参加の機会の確保、地域での自立生活の推進を基本方針として、大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会における検討を経て、「大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を平成30年3月に策定し、取組みを進めているところです。

計画の推進にあたっては、大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会等において、各施策の実施や改善などの状況確認や評価を継続的に行なながら、施策の推進に努めています。

本市職員に対する研修については、平成30年度から、各所属の「あいサポート研修」の実施に取組んでいるところです。

また、積極的にあいサポート運動に取組んでいただける企業・団体の募集について、「障害者差別解消法」の普及啓発とともに、同運動の周知に取組んでいるところです。

今後も、市職員の障がいに関する理解を深めるため、研修の充実などを図るよう、引き続き、取組みを進めてまいります。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8071

#### 3. (項目)

障がいがある人もない人も共に暮らしていきやすい街づくりを推進していくために、大阪市においても差別解消条例を制定するよう要望する。

なお、その制定に当たっては検討委員会を設置し、そこに市内居住の障がい者が当事者としてより多く参加できるよう、合わせて要望する。

(回答) 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」)」の施行に併せ、大阪府においては「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(以下、「府差別解消条例」)」が施行されております。

府の条例は本市においても適用され、法に規定する「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」並びに「啓発活動」を車の両輪として障がい者差別の解消を推進することとしており、府と市町村の役割分担が明確化されているところです。

障害者差別解消法及び府差別解消条例では、施行3年後における見直しについて議論されており、本市としてその動向を注視するとともに、蓄積される相談事例から見えてくる課題の抽出、他都市の条例制定状況や制定後の運用状況、実効性等を分析し、また、当事者が参画する大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会での委員の意見も踏まえて、差別解消条例制定の必要性について検討することとしています。

今後とも相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がい当事者とも連携し、取組みを進めてまいります。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8075

#### 4. (項目)

手話や点字など障がい者のコミュニケーション手段を保障するとともに、法律に基づいた聴覚障がい者情報提供施設の設置と情報通信ネットワークの一層の充実を要望する。

また、手話教育や日常生活における手話によるコミュニケーションを保障する手話言語法の制定をより一層国に働きかけるとともに、大阪市こころを結ぶ手話言語条例に基づき、手話通訳者の養成事業ならびに手話通訳者派遣事業のさらなる充実がなされるよう要望する。

昨年12月6日に大阪市に対して提出した要望書について、令和2年3月6日に大阪市福祉局長名で回答がありました。項目と回答について、特集号として掲載しています。

これで終わらず、引き続き皆様方とともに要望実現に向けて活動してまいります。

(回答) コミュニケーションの支援は障がい者支援の重要な課題であり、手話通訳者及び要約筆記者の派遣や盲ろう者通訳・介助者の派遣を実施するとともに、人材養成として、手話通訳者、手話奉仕員及び点訳奉仕員の養成等を行っており、今後とも適切な支援を実施できるよう取組んでまいります。

また、聴覚障がい者情報提供施設について設置予定はございませんが、引き続き大阪府等とも連携して、必要なサービスの提供に努めてまいります。

本市では、平成26年8月市会において、「手話言語法(仮称)の制定を求める意見書」が可決されており、すべての地方公共団体の議会で同趣旨の意見書が可決されていることを踏まえ、全国的な動向も見据えながら、国への働きかけを行ってまいります。

また、「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」に基づき策定した「手話に関する施策の推進方針」を踏まえて施策の充実を図っており、コミュニケーションツールのひとつとして、各区役所でのタブレット端末を使った遠隔手話通訳のサービス等を実施することにより手話が使用できる環境の整備を行ってきたところです。引き続き推進方針を踏まえ、手話通訳者派遣事業など施策の充実に努めてまいります。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8081

#### 5-1. (項目)

「障害者優先調達法」ならびに「障害者雇用促進法」に基づき、障がい者就労施設等の受注拡大ならびにその発注単価額等により一層努められるとともに、大阪市が率先して障がい者雇用をおこない、さらにその就労継続にも努められるよう要望する。

(回答) 本市においては、平成25年4月1日施行の「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)に基づき、平成25年10月1日以降、年度ごとに「障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針」(以下「調達方針」という)を策定しております。

調達方針に基づき、本市において障がい者就労支援事業所等に優先的に発注に努めることとしており、本市関係部局に障がい者就労支援事業所等の情報提供も行い、平成31年度(令和元年度)においては、平成30年度発注件数を上回ることを目標としております。

今後とも本市関係部局と連携しながら、調達方針の更なる周知徹底・情報提供を行うなど、各所属での優先調達の推進に努めてまいりたいと考えております。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8072

#### 5-2. (項目)

「障害者優先調達法」ならびに「障害者雇用促進法」に基づき、障がい者就労施設等の受注拡大ならびにその発注単価額等により一層努められるとともに、大阪市が率先して障がい者雇用をおこない、さらにその就労継続にも努められるよう要望する。

(回答) 法定の障がい者雇用率については、2.5%と定められておりが、市長部局での障がいのある方の雇用率は、令和元年6月1日現在で2.77%となっております。

今後も引き続き、障がいのある方の雇用促進及び障がいのある職員への職場環境の改善等の取組みに努めてまいります。

(担当) 人事室 人事課(人事グループ) 電話:06-6208-7431

#### 6-1. (項目)

障がい者の住み良い社会環境を実現するため、新バリアフリー法に基づく整備を早急に進められたい。特に、大阪メトロ全駅での可動式ホーム柵設置については、御堂筋線の未設置駅について大阪市の関与の下に早急に実施するよう要望する。

また、「歩行時間延長信号機用小型送信機」に対応した音響式信号機、並びに公的機関の出入口に設置されている「音声標識ガイドシステム」の設置箇所を大幅に増やすよう要望する。

(回答) 本市では、高齢者、障がい者等をはじめすべての市民が日常生活や社会活動に利用する建築物や旅客施設、道路、公園、駐車場(以下、建築物等という。)の施設を安全かつ快適に利用することができるよう整備するなど「ひとにやさしいまちづくり」の実現に向け取組みを進めております。

これまで既存の本市所管の建築物等について、バリアフリーに配慮した改修に努めるとともに、民間等の建築物等が新設若しくは改修(増築、改築、大規模な修繕、模様替)又は用途変更される場合においてもバリアフリーに配慮した計画とするよう指導、助言を行っております。併せて、バリアフリー法に基づき、鉄道事業者に対して駅舎のバリアフリー化の促進に向け、働きかけております。

また、大阪市交通バリアフリー基本構想を策定した市内25地区において、基本構想に則した特定事業計画に基づき、関係事業者が、駅舎や駅周辺の生活関連施設に至る道路、信号機等の重点的かつ一体的なバリアフリー化整備を推進しております。

本市では引き続き、改正されたバリアフリー法等にも則した「ひとにやさしいまちづくり」に努めるとともに、ご要望いただきました公的機関への「音声標識ガイドシステム」の設置につきましても、関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8072  
都市計画局 開発調整部 開発誘導課 電話:06-6208-9319  
都市計画局 計画部 都市計画課(エリアマネジメント支援) 電話:06-6208-7856

#### 6-2. (項目)

障がい者の住み良い社会環境を実現するため、新バリアフリー法に基づく整備を早急に進められたい。特に、大阪メトロ全駅での可動式ホーム柵設置については、御堂筋線の未設置駅について大阪市の関与の下に早急に実施するよう要望する。

また、「歩行時間延長信号機用小型送信機」に対応した音響式信号機、並びに公的機関の出入口に設置されている「音声標識ガイドシステム」の設置箇所を大幅に増やすよう要望する。

(回答) 大阪市高速電気軌道(株)(Osaka Metro)におけるホーム柵の設置につきましては、これまで開業に合わせて設置した今里筋線に続き、既設線である長堀鶴見緑地線や千日前線に設置するなど、路線単位を基本に進められてきました。

平成31年4月に、Osaka Metro が発表した「中期経営計画」では、利用者10万人/日以上の駅に加えて御堂筋線の全駅において2021年度までに、中央線の全駅において2024年度までに、その他全ての駅において2025年度までに、ホーム柵を設置することが示されました。

本市としては、これらのホーム柵整備はプラットホームからの転落や列車との接触事故の防止対策として重要かつ急務であると認識しており、厳しい財政状況の中ではありますが、国が行っている地下高速鉄道整備事業費補助の制度と協調してOsaka Metroに対し補助金を交付し、「中期経営計画」で示された内容が着実に整備されるよう支援してまいります。

(担当) 都市交通局 鉄道ネットワーク企画担当 電話:06-6208-8780

#### 7. (項目)

災害時に障がい者が速やかに安全な場所に避難でき、避難所においても適切な対応を受けるよう、全市域での避難訓練や事前準備等を要望する。

(回答) 本市においては、障がい者や高齢者などの要配慮者の方への避難対策について、地域の自主防災組織による避難支援の取組みが効果的に進展するよう、区役所と連携して地域防災力向上アドバイザーを地域の防災訓練などに派遣し、自主防災組織の活動の支援を行っております。

また、災害時避難所において、要配慮者の方に安心して避難所生活を送っていただけるよう、「避難所開設・運営ガイドライン」に要配慮者等の方の特性ごとに必要な対応を記載し、その周知を図っているほか、何らかの特別な配慮を必要とする方についての「福祉避難室」を確保する等の取組みを行っております。

更に、災害時に一般の避難所では対応できない要配慮者の方へのための福祉避難所の確保を進めており、障がい児・者施設や高齢者施設を中心として、331施設(平成31年4月1日現在)と協定締結済みとなっております。

今後とも、要配慮者支援の取組みの促進に努めてまいります。

(担当) 危機管理室 危機管理課 電話:06-6208-7380

#### 8. (項目)

障がい者スポーツの発展充実のため、長居障がい者スポーツセンターの建て替え等を要望する。

また、廃止された野田阪神駅と舞洲障がい者スポーツセンターを結ぶ市バス路線の復活を引き続き要望する。

(回答) 長居障がい者スポーツセンターは、障がいのある方が「いつ一人で来館しても指導者や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむことができる」という基本方針のもと、スポーツを通じて障がい者の社会参加の機会を増やし、豊かな日常生活を送ることを目的に昭和49年に全国で初めて開設した、障がい者専用のスポーツ施設です。

これまで、専門性の高い指導員を配置してスポーツ指導に当たるほか、各種スポーツ教室や競技大会の開催、スポーツクラブやボランティアの育成等にも先駆的に取組み、平成9年に開設した舞洲障がい者スポーツセンターとともに、全国の障がい者スポーツの発展を牽引してまいりました。

障がい者スポーツ振興を通じた共生社会の実現に向け、長居障がい者スポーツセンターは重要な拠点施設であります。が、開設から45年が経過し、施設の老朽化の現状や新たな障がい者スポーツのニーズも踏まえ、障がい者スポーツ振興施策の将来的展望等について検討を行ってまいりたいと考えております。

今後もより多くの障がいのある方に安心して利用いただけるよう、適切な管理運営に努めてまいります。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8075

#### 9. (項目)

国では障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等の整備を進めているが、大阪市内の各区において1ヶ所以上の推進を要望する。

(回答) 地域生活支援拠点等については、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、国の基本指針において、令和2年度末までに「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能を整備することとされています。

本市では、各区の社会資源の整備状況等を考慮し、市域で事業者同士が連携して地域生活を支える面的な体制整備を基本として整備を進めることとしております。

平成30年度からは、各区障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターと位置付けて「相談」の支援体制の充実を図るとともに、「つながる場」と連携し他分野の相談支援機関との連携を強化する等の「地域の体制づくり」を進めてまいります。